

平成31年1月31日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：中
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消し処分

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ステアレイル工業	代表者氏名	安戸 昭友
主たる営業所の所在地	石川県能美市佐野町ル46番地6		
許可番号	石川県知事 (般-27) 第18256号	許可を受けている建設業の種類	と

2 処分に関する事項

処分年月日	平成31年1月31日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第7号該当)		
処分の内容(許可の取消し) 建設業法第29条第1項に基づく建設業許可の取消し (とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
当該建設業者は、刑法(明治40年法律第45号)第190条及び第199条の罪により、平成30年12月7日に金沢地方裁判所において、懲役15年の判決を受け、同月22日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			